

奈良県公報

目次

ページ

○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（雇用労政課）	一	○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	二
○技能労務職員被服貸与規程の一部改正（人事課）	二	○奈良県地方労働委員会事務局事務決裁規程の一部改正	三
○奈良県職員安全衛生管理規程の一部改正（職員厚生課）	二	○平成十二年十月奈良県地方労働委員会告示第一号（奈良県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程）の一部改正	三
○奈良県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正（地方労働委員会調整課）	二		
（人事委員会規則）			

規則

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県規則第二十四号

奈良県知事 柿本善也

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（奈良県行政組織規則の一部改正）

第一条 奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条 商工労働部の部雇用労政課の項第四号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部改正）

第二条 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条 及び別表第二中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（給与支払事務集中管理規則の一部改正）

第三条 給与支払事務集中管理規則（昭和四十年六月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第三号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

（奈良県予算規則の一部改正）

第四条 奈良県予算規則（昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（自動車管理及び使用に関する規則の一部改正）

第五条 自動車の管理及び使用に関する規則（昭和四十三年五月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（奈良県会計規則の一部改正）

第六条 奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一号及び第二号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第六号の表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第四条 第一項の表第一号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

第六条の表第六号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

訓令

奈良県訓令第五号

各部 課室
各出先機関

地方労働委員会

技能労働職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

令達先中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

奈良県訓令第六号

各部 課室
各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

第二条第一号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第四号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第二職員厚生課、医務課及び健康増進課に勤務する保健師又は看護師の項、別表第三福祉部健康安全局長が指名する医師の項及び別表第四奈良D地区安全衛生委員会の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

奈良県訓令第七号

地方労働委員会事務局

奈良県地方労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

題名を次のように改める。

奈良県労働委員会事務局処務規程

第一条中「奈良県地方労働委員会事務局」を「奈良県労働委員会事務局」に改める。

第三条第一項中「、奈良県地方労働委員会」を「、奈良県労働委員会」に、「奈良県地方労働委員会会長」を「奈良県労働委員会会長」に改める。

地方労働委員会会長」を「奈良県労働委員会会長」に改める。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

地方労働委員会訓令

地方労働委員会訓令第一号

地方労働委員会事務局

奈良県地方労働委員会事務局事務決裁規程（昭和五十九年三月奈良県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県地方労働委員会会長 佐藤 公一

令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

題名を次のように改める。

奈良県労働委員会事務局事務決裁規程

第一条中「奈良県地方労働委員会」を「奈良県労働委員会」に改める。

地方労働委員会告示

地方労働委員会告示第一号

平成十二年十月奈良県地方労働委員会告示第一号（奈良県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十四日

奈良県地方労働委員会会長 佐藤 公一

題名を次のように改める。

奈良県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

本文中「奈良県地方労働委員会」を「奈良県労働委員会」に改める。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

